

健康福祉委員会 案件一覧

(令和6年5月14日開催分)

○所管事務報告 12件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	大田区大森北四丁目複合施設における地域包括支援センター入新井の移設及びシニアステーション入新井の開所について	6	喜多 高齢福祉課長
	2	涼み処（クールスポット）の開設について	7	喜多 高齢福祉課長
	3	介護保険業務状況（令和5年12月分）について	8	森田 介護保険課長
	4	令和6年3月 特別養護老人ホーム優先入所第一次評価結果	9	松田 介護サービス推進担当課長
	5	介護助手導入支援事業の実施について	10	松田 介護サービス推進担当課長
	6	大田区立大田生活実習所における短期入所事業所の開設に伴う指定管理者候補者の選定について	11	竜崎 障害福祉サービス推進担当課長
	7	大田区立障害者福祉施設に係る指定管理者の選定について	12	竜崎 障害福祉サービス推進担当課長
	8	令和5年度 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施状況について	13	廣田 自立支援促進担当課長
	9	大田区立志茂田福祉センターの業務委託事業者の選定について	14	和田 志茂田福祉センター所長
健康政策部	10	令和6年度予防接種費用助成の新規事業について	15	石川 感染症対策課長
	11	令和6年度健康づくり課の新規事業等について	16	荒浪 健康づくり課長
	12	大田区健康ポイント事業業務委託事業者の選定について	17	荒浪 健康づくり課長

大田区大森北四丁目複合施設における地域包括支援センター入新井の移設及びシニアステーション入新井の開所について

1 施設概要

(1) 施設機能

- ア 地域包括支援センター入新井
- イ シニアステーション入新井

(2) 住所

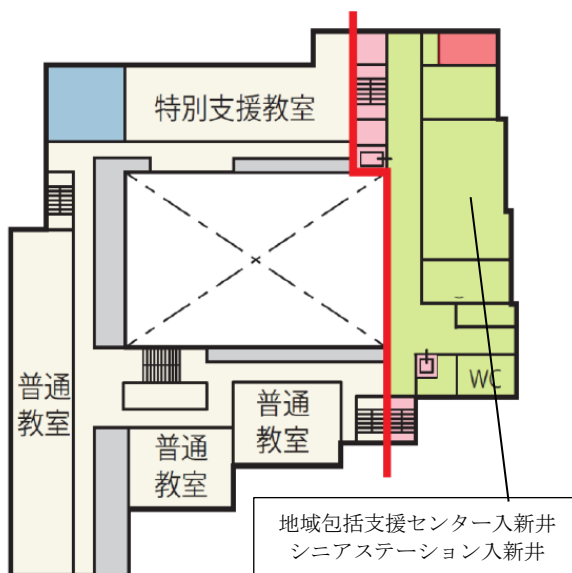
- 大田区大森北四丁目6番7号
- 大田区大森北四丁目複合施設（愛称「スマイル大森」）2階

2 開所日

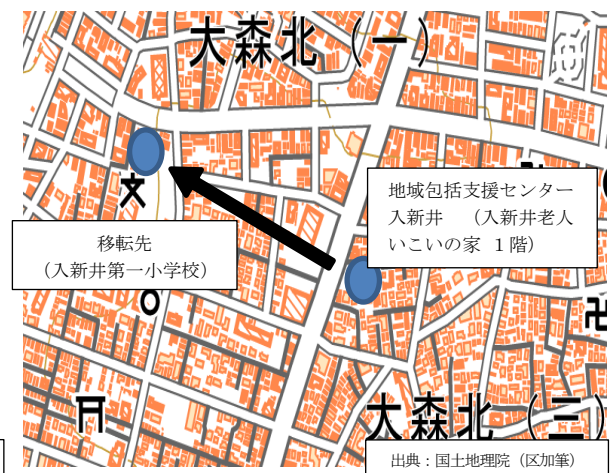
令和6年9月2日（月）

3 移転・開所に関する周知方法

区ホームページ、区報、区設掲示板での掲示等による



大田区大森北四丁目複合施設
【2階平面イメージ】



【案内図】

健康福祉委員会 令和6年5月14日
福祉部 資料7番
所管 高齢福祉課

涼み処（クールスポット）の開設について

高齢者の見守り強化策としての熱中症予防事業の実施に伴い、涼み処（クールスポット）を開設する。

1 開設期間

令和6年5月15日（水）から10月15日（火）まで
※施設の開館日・開館時間に準ずる

2 開設場所 80 か所

特別出張所、文化センター、区民センター、図書館、老人いこいの家、シニアステーション、大田区産業プラザ Pi0、大森スポーツセンター、大田区消費者生活センター、池上会館、大田文化の森、森ヶ崎緑華園、障がい者総合サポートセンター、大田区青少年交流センター
※文化センター、区民センター及び図書館は、スペースの都合上、一部開設していない施設あり

3 対象者

主に高齢者の利用を想定するが、誰でも利用可

4 周知方法

区報、区ホームページ、X（旧 Twitter）等の SNS
※開設場所は「はねびよん健康ポイントアプリ」でも確認可能



入口付近に目印の のぼり旗を設置します

健康福祉委員会
令和6年5月14日
福祉部 資料8番
所管 介護保険課

介護保険業務状況(令和5年12月)

1 介護保険 第1号被保険者数 (12月末現在)

	第1号被保険者数(人)	前年同月数(人)	前年同月比(人)	前年同月比(%)
65歳～74歳	71,975	75,216	△ 3,241	△ 4.3
75歳以上	93,932	90,969	2,963	3.3
合計	165,907	166,185	△ 278	△ 0.2

2 介護保険認定者状況 (12月末現在)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	前年同月比(%)
第1号被保険者数	3,224	3,573	6,779	6,072	4,415	4,797	3,134	31,994	—
第2号被保険者数	56	81	117	185	122	117	130	808	—
被保険者総数	3,280	3,654	6,896	6,257	4,537	4,914	3,264	32,802	
前年同月総数	3,017	3,394	6,755	6,099	4,704	4,697	3,327	31,993	2.5
増減(人)	263	260	141	158	△ 167	217	△ 63	809	

3 介護(介護予防)サービス受給者数(12月末現在)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	前年同月比(%)	
施設介護サービス受給者数	当月	0	0	85	200	697	1,141	838	2,961	1.5
	前年同月	0	0	88	206	679	1,086	859	2,918	
居宅介護(介護予防)サービス受給者数	当月	1,324	2,038	5,753	5,624	3,693	3,523	2,144	24,099	2.5
	前年同月	1,277	1,844	5,576	5,490	3,779	3,353	2,193	23,512	
地域密着型(介護予防)サービス受給者数※	当月	4	10	1,520	1,349	976	646	385	4,890	2.0
	前年同月	7	6	1,492	1,294	968	615	414	4,796	

※地域密着型サービス受給者数については居宅介護(介護予防)サービス受給者との重複受給者を含む。

4 施設介護サービス受給者数 (12月末現在)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
施設数	19	6	0	2	27
被保険者数	2,113	657	5	186	2,961
前年同月被保険者数	2,065	653	25	175	2,918

5 特別養護老人ホーム申込状況調 (12月末現在)

	前月末希望者数 A	新規申込者数 B	区内施設入所者数 C	区外施設入所者数 D	取下げ等 E	入所希望者数 (A+B-C-D-E)
令和5年12月末時点	1,054	15	27	2	52	988
令和5年度累計	—	665	316	10	581	—

★取下げ等の内訳は転出4、取下げ21、死亡27である。

6 大田区内の介護サービス等事業所 (都情報等による12月末指定分まで)

サービス種別	介護サービス事業所		介護予防サービス事業所		総合事業事業所	
	事業所数	前年同月比(%)	事業所数	前年同月比(%)	事業所数	前年同月比(%)
施設サービス	27	△3.6	—	—	—	—
居宅サービス	664	△1.6	277	△0.7	265	△2.2
地域密着型サービス	181	△0.5	67	1.5	—	—
合計	872	△1.5	344	△0.3	265	△2.2

令和6年3月 特別養護老人ホーム優先入所第一次評価結果

1 申込件数 (申込受付期間 令和5年9月1日から令和6年2月29日まで)

項目	件数
新規申込件数 ①	598
再申込件数 ②	168
合計件数 ③=①+②	766
申込取下件数 ④	19
第一次評価対象件数 ③-④	747

(死亡17件、その他2件)

2 令和6年3月 第一次評価結果

項目	件数
第二次評価対象者 (40点～90点)	659
第二次評価対象外者 (0点～39点)	88
合計件数	747

3 令和5年9月及び令和6年3月 第一次評価結果

項目	令和5年9月	令和6年3月	合計
第二次評価対象者	403	659	1,062
第二次評価対象外者	27	88	115
合計件数	430	747	1,177

※令和5年9月の第二次評価については、入所、死亡、転出等を除いた件数となる。

4 令和5年9月及び令和6年3月 第一次評価結果内訳

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第二次 対象者 評価	令和5年9月	6	27	134	156	80	403	37.9%
	令和6年3月	13	56	203	225	162	659	62.1%
	小計	19	83	337	381	242	1,062	100.0%
	構成比	1.8%	7.8%	31.7%	35.9%	22.8%	100.0%	
第二次 対象外 者評価	令和5年9月	7	5	9	6	0	27	23.5%
	令和6年3月	7	25	38	17	1	88	76.5%
	小計	14	30	47	23	1	115	100.0%
	構成比	12.2%	26.1%	40.9%	20.0%	0.9%	100.0%	
合計		33	113	384	404	243	1,177	100.0%
構成比		2.8%	9.6%	32.6%	34.3%	20.6%	100.0%	

【参考】第二次評価対象者の人数

区の特養優先度評価を受けて入所することのできる特養の定員合計の60%に相当する数。

1,708人(区内特養定員)+55人(区外特養定員)=1,763人(特養の定員合計)

1,763人×60%≒1,058人(第二次評価対象者の人数)

※今回評価において、特養池上、特養糶谷は大規模修繕工事に伴い受入れ停止中のため定員数に含めない。

介護助手導入支援事業の実施について

1 事業の概要

身体介護等の専門的な業務以外の補助的業務を担う介護助手として、元気高齢者等を雇用することを希望する介護事業所に対し、その募集や導入に向けた助言等を行い、マッチングまでを区が支援する。

2 事業の目的

介護職場における補助的業務を介護助手が担うことにより、介護職員は専門職としての業務に注力でき、負担軽減につながることから、職員の離職防止や介護サービスの質的向上を図る。また、地域の元気高齢者等が介護助手として就労することで、社会参加や生きがいづくりにつなげる。

3 内容

- (1) 元気高齢者等を対象に介護助手や介護分野への関心を持つきっかけとなる説明会の開催
- (2) 介護事業所に対する、介護助手が担う周辺業務の切り分け・整理、元気高齢者等の受入れ等についての説明会の開催及びアドバイザーの派遣
- (3) 介護助手希望者と介護事業所とのマッチング ほか

4 対象事業所

区分	サービス種類
施設サービス	・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
居宅サービス	・短期入所生活介護、短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・通所介護、通所リハビリテーション
地域密着型サービス	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護

5 委託事業者

株式会社 医療経営研究所

※令和6年3月に公募型ブローカー方式にて事業者を選定した。

6 実施スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 希望事業所への説明会 | 6月から7月まで |
| (2) 支援事業所の選定 | 8月 |
| (3) 元気高齢者等への説明会 | 10月 |
| (4) 事業所と介護助手希望者とのマッチング | 12月 |

健康福祉委員会 令和6年5月14日
福祉部 資料11番
所管 障害福祉課

大田区立大田生活実習所における短期入所事業所の開設に伴う
指定管理者候補者の選定について

大田区立大田生活実習所に短期入所事業所を開設することに伴い、大田区立障害者福祉施設条例第3条の3に基づき指定管理者候補者を公募する。

1 対象施設

- (1) 名称 大田区立大田生活実習所（短期入所事業）
- (2) 所在地 大田区萩中二丁目10番11号
- (3) 実施事業 障害者総合支援法第5条第8項に基づく短期入所
- (4) 定員 6名
- (5) 開設日 令和7年6月1日（予定）

2 指定期間

- 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）
※開設準備期間を含め、4年とする。

3 選定手続き

- (1) 選定方法
プロポーザル方式による公募とする。
- (2) 審査方法
指定管理者の指定に関する審査委員会を設置し、審査する。

4 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和6年5月
- (2) 指定管理者候補者の選定 令和6年7月
- (3) 指定管理者指定の議案提出 令和6年11月
- (4) 協定書締結・開設準備 令和7年4月
- (5) 短期入所事業の開始 令和7年6月

健康福祉委員会 令和6年5月14日
福祉部 資料12番
所管 障害福祉課

大田区立障害者福祉施設(大田福祉作業所)における指定管理者候補者の選定について

令和7年3月31日に指定管理期間が終了となる大田福祉作業所について、大田区立障害者福祉施設条例第3条の4に基づき、指定管理者候補者とする社会福祉法人を選定する。

1 対象施設

施設名称	所在地	現在の指定管理者
大田福祉作業所	大森西三丁目3番9号	社会福祉法人 同愛会
大田福祉作業所大森西分場	大森西二丁目20番17号(※)	

(※)大森西分場は、令和7年度中に(仮称)大森西二丁目複合施設(大森西二丁目16番2号(予定))へ移転予定

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

3 選定手続き

- (1) 現在の指定管理者の運営状況等を評価委員会に諮る。
- (2) 評価委員会の審査及び評価の結果、基準を満たしていると判断できた場合は、当該法人を次期指定管理者候補者として選定する。

ただし、評価委員会の審査及び評価の結果、選定することの客観性、妥当性が十分に確保できない場合は、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

4 スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 再指定の申出締め切り | 令和6年6月 |
| (2) 評価委員会 | 令和6年8月下旬 |
| (3) 指定管理候補者としての選定 | 令和6年9月下旬 |
| (4) 議会への議案提出 | 令和6年11月 |
| (5) 指定管理者の業務開始 | 令和7年4月 |

健康福祉委員会 令和6年5月14日
福祉部 資料13番
所管 蒲田生活福祉課

令和5年度 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施状況について

1 実施状況

(1)大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA

	令和5年度	令和4年度
新規相談者数	1,692名	1,951名
支援プラン作成数(※)	516件	522件
(ア)住居確保給付金	182件	271件
(イ)就労準備支援事業	20件	19件
(ウ)認定就労訓練事業	1件	1件
(エ)家計改善支援事業	64件	44件
(オ)就労支援事業	380件	424件
就労者数	279名	145名

※支援プラン作成数は、重複があるため(ア)から(オ)の合計と一致しない。

(2)大田区ひきこもり支援室 SAPOTA (令和4年5月開設)

	令和5年度	令和4年度
新規相談者数	199名	175名
アウトリーチ件数	152件	129件

(3)子どもの学習支援事業

	令和5年度	令和4年度
中学生学習支援		
登録者数	180名	150名
高校生の中退防止支援		
学習支援 登録者数	15名	16名
相談支援 相談件数	124件	69件
学びなおし支援		
学習支援 登録者数	3名	3名
進学等した人数	2名	1名

健康福祉委員会 令和6年5月14日
福祉部 資料14番
所管 志茂田福祉センター

大田区立志茂田福祉センターの業務委託事業者の選定について

現行の委託事業者との契約期間が令和6年度末をもって終了するため、最終評価を実施し、次期業務委託事業者の選定を行う。

1 対象施設

大田区立志茂田福祉センター（大田区西六郷一丁目4番27号）

2 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間（予定）

3 委託事業者候補者の選定方法

(1) 現行委託事業者の最終評価を行うとともに、次期委託期間における提案等を受け、さらなるサービス向上の観点から多角的な分析、検証を行う。

評価は外部有識者等を含む委員で構成する評価委員会を設置し、委託事業者候補を選定する。

(2) 福祉部所管施設の特性として支援者との信頼関係の醸成が事業効果を高め、事業の安定性及び継続性につながることを考慮し、非公募による再選定手続きを進める。

ただし、最終評価及び分析、検証の結果、再選定することの客観性、妥当性が十分に確保できない場合は、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

4 再選定に向けた主なスケジュール（予定）

内容	時期
次期委託期間の提案等提出期限	令和6年6月下旬
評価委員会の開催	令和6年7月下旬から8月中旬まで
候補者選定	令和6年8月中旬から9月中旬まで

健康福祉委員会 令和6年5月14日
健康政策部 資料15番 所管 感染症対策課

令和6年度予防接種費用助成の新規事業について

区民の経済的負担を軽減し、希望者に接種する機会を提供するため、以下のとおり、令和6年4月1日から助成を開始した。

1 HPVワクチン男性予防接種費用助成事業（任意接種）

予防接種によって、男性のHPV関連疾患である肛門がん、中咽頭がん等及びパートナー等の子宮頸がんの発症予防が期待できる。

(1) 対象者

大田区に住民票のある、小学校6年生から高校1年生相当の男性

(2) 自己負担額

無料

(3) 助成回数

3回まで

(4) 接種場所

区内協力医療機関 ※医療機関数：158

(5) 予診票

協力医療機関に備え付け

2 高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業（任意接種）

予防接種によって、肺炎球菌の感染を予防し、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い感染症の発症予防が期待できる。

(1) 対象者

大田区に住民票のある、66歳以上の方

(2) 自己負担額

4,000円

(3) 助成回数

1回（すでに接種済の場合は対象外）

(4) 接種場所

区内協力医療機関 ※医療機関数：292

(5) 予診票

接種希望者は区に事前申請

令和6年度健康づくり課の新規事業等について

1 1か月児健康診査費用助成（新規）

1か月児健康診査の費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減する。

- (1) 対象者 令和6年4月1日以降に出生した児
- (2) 助成額 4,000円を上限に助成

2 多胎児家庭移動支援事業（新規）

母子保健事業等に参加するために利用したタクシーの費用を助成することで多胎児家庭の経済的負担を軽減する。

- (1) 対象者 3歳未満の多胎児養育家庭のうち保健師等の面接または訪問等を受けたもの
- (2) 対象事業等 乳幼児健康診査の受診、産後ケア事業の利用、子育て支援施設の利用、医療機関の受診等のために要したタクシーの費用
- (3) 助成額 対象年齢の期間ごとに24,000円を上限に助成

3 (仮称) 父親のための育児セミナー（新規）

パートナーと協力し合い家庭で安定した子育てができるよう、父親を対象とした育児セミナーを開催する。

- (1) 対象者 パートナーが妊娠中の男性および生後4か月児までの父親
- (2) 実施回数 年2回
- (3) 実施内容(予定) 育児時間の確保の仕方、こどもへの接し方、パートナーとの良好な関係の築き方、パパのメンタルヘルス、参加者同士の交流等

4 出産準備教室（変更）

妊娠、出産、育児等に関する知識の習得をしやすい環境を整え、家庭で安定した子育てができるよう次のとおり変更する。

- (1) 事業名等
 - 変更前 両親学級（土曜1日制）、母親学級（平日3日制）
 - 変更後 出産準備教室（土曜1日制、平日2日制）
- (2) 参加者
 - 変更前 妊婦およびそのパートナー
 - 変更後 妊婦およびその家族

5 産後ケア事業（変更）

産婦等が心身のケアや育児指導等を受けやすくするため次のとおり変更する。

（1）利用方法

変更前 区が利用申請書を受領後、利用承認書を発行し、利用者が事業者等へ直接申し込む

変更後 妊婦面接等の際に利用券を交付し、利用者が事業者等へ直接申し込む

（2）利用回数	宿泊型	変更前	延べ4日
		変更後	延べ6日
	グループケア型	変更前	2回
		変更後	3回

6 母子保健事業に係るインセンティブの変更

妊娠期からの切れ目のない支援に係るインセンティブを子育て家庭の利便性を高めるため次のとおり変更する。

（1）妊婦面接（1万円相当）

変更前 こども商品券

変更後 東京都が運営する子育て応援ギフト用サイトのポイント

（2）ファーストバースデーサポート事業（3万円相当）

セカンドバースデーサポート事業

（第1子1万円相当、第2子2万円相当、第3子以降3万円相当）

変更前 こども商品券

変更後 デジタルギフト

健康福祉委員会 令和6年5月14日
健康政策部 資料17番
所管 健康づくり課

大田区健康ポイント事業業務委託事業者の選定について

大田区健康ポイント事業は、令和元年12月の事業開始以降、18歳以上の区民及び区内在勤者を対象に、個人の健康づくり活動の取組みをポイント化し、健康の保持・増進を図っている。より多くの方の健康づくりに向けた意識改革及び行動変容をさらに効果的に促すため、委託事業者を選定する。

1 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、選定委員会を設置して審査する。

2 事業実施期間

令和7年4月1日から令和9年度末まで（予定）

3 選定スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和6年5月31日 |
| (2) 提案書の受付期間 | 令和6年7月1日から7月5日まで |
| (3) 第一次審査（書類審査） | 令和6年7月8日から7月24日まで |
| (4) 第二次審査（提案審査） | 令和6年8月1日 |
| (5) 選定結果の通知及び公表 | 令和6年8月16日 |